

平成20年9月5日

【部会長】 どうも皆さん、御苦労さまです。調査部会の第3回を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

今日、資料から行きますと4つかな。

【事務局】 はい、4つです。

【部会長】 行政組織と法務体制・法令遵守、それから職員政策、それに行政手続と。行政内部の事案が多いわけですけども。

じゃ、最初のほうから入りましょうか。行政組織。

## 1. 行政組織について（事務局：検討資料読み上げ）

【部会長】 行政組織のあり方について、条例で定めるということですけども、いかがでしょうか。何か御意見、御質問とかありましたらお願いします。

【首藤委員】 ちょっといいですか。私、別の市民会議の中でいろいろ議論、こういうことをしたんですけど、委員の人から特に問題が出たのは窓口ですね。窓口が分かりにくくてたらい回しにされる。問題をどこにどう言いに行っていかが分からないということもありまして、窓口を総合窓口にするのかどうか知りませんが、市民自治というか、市民が相談しに行つてすぐ的確に話ができるようにしなきゃいけないわけですから、窓口機能というのは分かりやすく、できるだけ総合的な窓口を作るというふうにしなきゃいけないんじゃないかと思うんです。だから、ここでもそういうふうな形の何らかの措置が必要じゃないかと思ひます。

この文書でそうならいいんですけどね、横断的に調整するということになつてゐるから、どこへ行つてもいいんじゃないですよ。あそこへ行つたら、それ、向こうの問題や。これ、向こうの問題や、向こうの問題や言うて、4カ所ぐらい行つて疲れてしまつて帰るといふのが過去多かつたらしいんですね、市民の人の話を聞くと。それだから、できるだけ総合一括窓口に行つたら、そこからずっと。そこでとりあえず受け取つてもらつてぱつと行くかどうかという形の組織にしないと市民自治なんかできないと思うんですよ。

市民が行ったらたらい回しにされて帰ってきたというのでは、全然どうしようもないということだと思うんですけどね。そういうことになるように、文書はここで作ってもらいたいと思います。

【部会長】 ほかの基本条例では、あんまりそういうこと書いてないな。どうなんだろう、窓口のあり方とか。多分そこまでは、基本条例としてはあんまりなじまないということなのかな。

【首藤委員】 とにかく問題は新しいこと、それから二部門に跨るものなんていうと、ものすごい難しいんです。誰も関係ない、関係ないと逃げ回って、それで次はどこへ行ったらええやろう。結局市長に行かないと話にならないというようなことになるわけね。だから、ほんとうは市としてどんな問題でもぼっと引き受けると。とりあえず引き受けるところがあるといいんですけどね。

【小笹委員】 文書の中で、若干抽象的やというふうには思いますけれども、基本的には市民に分かりやすく責任を明確に、機能的かつ効率的な組織を整備するということで、一応おっしゃっているようなことというのは含まれているんやろうなというふうに思っています。ただ、具体的に、じゃ、行政組織をどういう形で作っていくのかということまでこの中に入れ込むというのはどうかなという。要は、そういう形で組織整備することに努力なさいということをごここでは言うているわけやから。

【首藤委員】 私、素人だから行政的な言葉は分からないので、この表現の中にそういうことが、小笹委員のほうから考えて、こういうふうにかかれたら必ずそういうふうになりますよという表現になっとるんやったらそれでいいんです。

【小笹委員】 行政組織の責務であるという意味だというふうに私は理解したんやけどもね。

【樋口委員】 ちょっとよろしいですか。

【部会長】 はい。

【樋口委員】 今おっしゃっている分は、多分、「市民に分かりやすく、責任を明確にして」というこの一文で受けているのかなと思うんですが。ただ、今おっしゃっていただいているようなことというのは、非常に受けとしては弱いなという感じがするんですね。そこをきちっと受けている文書というのが、実は生野町のところですね。「多様化、高度化する町民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる」という、こちらのほうがまだその部分を明確に示している文なのかなという感じがしますので、もしそこをきちっと書き込めとい

うことであれば少しこの辺から拝借して、そこを明確に読み取れるような文言に直していくというのも1つの案かなというふうに思うんです。

【部会長】 いかがでしょうか。

【樋口委員】 多分、具体的にしようと思うと、コンシェルジュみたいなものを設けるとかということになるんだろうと思うんですけど……。

【部会長】 やっぱりコンシェルジュ機能は必要だと思うけどね。

【首藤委員】 私としては、どういう文書にしたらいいか分からないんですけど、そういうふうな内容を踏まえたものにしていただきたいというふうには。

【山田委員】 済みません。

【部会長】 はい。

【山田委員】 今おっしゃったように、生野町のなるべく迅速、的確にということ、この中に文書的に盛り込みしていただいたほうが分かりやすいと思うんですけどね。確かに、今おっしゃっているように、相談に行ってどこへ行っていいか分からんということ、それは多々ありますわ。男女共同参画やったら向こうへ行きなさい、こっちへ行きなさい。そこへ行ったってなかなか通じひん場合もあるし、そういうことは今までも多々あるんですわ。私も大概ここで、市には言うてますけどね。相談に来られたら的確にするようにいっつも言うているけど、なかなかそれをしてくれないのでね。そやから、そういうことで分かりやすいように、今、樋口委員が言うたように入れてもろうたほうがいいんじゃないかと思うんですけどね、文章的に。

【部会長】 だから、文言のほうは生野町の例を入れてもう少し規定し直すのと、もう1つ、今、具体的な事例が出ていますよね。いわば総合窓口とか。というのは、この条例解説案例示のところへこんなふうになったと書いたっておかしいよね。本市としては、総合相談機能というのは窓口にあるのかな。

【事務局】 今現在、皆さんがおっしゃっているような総合窓口的なものは、今の段階ではございません。単にお客さんが来られて、こういう内容なんですけどというときに、その総合の案内は設置されていますけども、それを窓口課にして、そこである程度の内容については対応できるというところまでは行ってないと。それについては各課、若しくは各課のほうから職員が御相談になった最初のところに出向いてお話をさせていただくというのは多々あるとは思うんですけども。1つの課に行ったらすべてのことが済むということはまだございません。

【小笹委員】 解説の条例案の例示のところにありますけど、それをもうちょっと具体的なことを含めて分かりやすく変えるということはどうですかね。おっしゃるように、生野のあれを入れるというのもいいんですけど、もともとの文書でも基本的には「機能的かつ効率的な組織」というのはそういうことやというふうに思うんですけど。だから、それが何を指しているのかというのは、解説のところで受けていくというのも1つかなというふうに思うんですけどね。その「分断された縦割り組織の弊害」というのが、多分おっしゃっていることやというふうに思ってしまうね。

【樋口委員】 ただ、組織の組み立てとしては、おそらく行政課題ごとにならざるを得ないんですね。そこを、課をまたがるような問題に対してどう答えていくのかというところが多分問われていて、具体的なやり方としては、窓口を1カ所にもって行って、そこに何か言えば全部につなげてくれるということか、あるいはそういう窓口機能を各課が持っていて、おそらくこういう課題に対しては、ここが一番答えてくれるやろうと見込みで多分行くと思うんですけども、そのときによそへぼいっとやられるということが一番困る話なので、そこで関係のところを全部呼んでもらって、そこで一元的に対応できるような体制がとれれば、それで済む話なのかも知れないですね。多分、今のこなし方としては、それに近い形をとられようとされていると。十分できているかどうかというのは、これは市民の考えに委ねていくところだと思いますけども。だから、こうでなければならないという方法論というのは後の話としておけばええと思うんですけども、何かそのこなし方というのか、そこは解説では触れる必要はないとは思いますが。

ここで言うておかないといけないのは、行政課題がころころとやっぱり変わっていくので、それにきっちり対応できる組織があることでいくと、今おっしゃっていたような市民ニーズにどう応えていけるのかということと、それと行政運用をいかに効率的に行える組織にするのかということと、そのつながりであると思いますけども、横断的にちゃんと連携がとれるように、そこまできちつとうたえれば文書としてはいいのかなと思いますので、そういう意味では、この文章でも大丈夫なのかなと思うんですが、おっしゃっているところを強調したいということであれば、少しそういう柔軟な対応みたいなことを入れておいたら、おっしゃっている意味に近づいてくるかなというふうには思うんです。解説は、そこは幾つか行政の組織として必要な部分をきちきちと、できたら分けながら、ちょっと具体例を入れながら書いていただくと非常に分かりやすくなるかなという気はします。

【部会長】 要はたらい回し、市民のほうを回すんじゃなくて、行政のほう回らなき

やいけないんだね、集まって。保険の相談に来て、福祉の相談だったら福祉に行ってじゃなくて、福祉の担当者と呼んでというような形やね。

【事務局】 この辺で苦情が出るというのは組織だけじゃなくて、職員の発想自体がやっぱりあるとは思いますがね。もっと言えば、的確にそれを判断しているかという。それでその場所まで連れて行って、その担当者にちゃんと引き継いでいたら、その苦情は多分出なかったと思うんですよ。ただ、来て、それやったらあっちの課ですというようなことで対応させておるから、その人はそこへ行って、また同じことを2回説明せないかんことになりますから。そのあたりがちょっと。

【山田委員】 文章がちょっと、何かかたいような感じがします。この「機能的かつ効果的な組織を整備するとともに」とここでぱっと、何かかたいような感じがするしね。それよりこの生野町の「迅速、的確に対応できる」というようなことなら、これ、ちょっとやわいような感じはしますがね、私の目から見たら。そういうことで、何も難しい文書を書いたさかいにええというものじゃないし。要は市民に分かりやすいような文書にしてもらうて。解説でもそれはよろしいんですけどね。

【部会長】 文書案としては、機能的かつ効率的な組織の中身として、生野町の高度化する町民、市民ニーズとかに柔軟迅速に対応するというふうにやったら少し分かりやすくなるかなということですよ。あと、条例の解説の中にそういった具体的な話を入れておいてくださいと。

【田中委員】 それと、「市民に分かりやすく責任を明確にして機能的かつ効率的」という文章の流れがあるんですけど、何か違和感があるけど、ある意味。何の責任を明確にするのか。そやから、例えば「変化に対応し、責任を明確にしつつ市民に分かりやすく、機能的かつ」という並びになるのか、何の責任なのかももう一つ分かりにくいのと、文章の並びがちょっと不自然な感じがするんですけど、俺だけかなと思っているけど。

【部会長】 これは要するに、次から次へ積み重なっているわけだな。一つ一つ区切れればよかったのかも知れんね。

【田中委員】 これは、責任というのは行政の責任のことですか？

【部会長】 そう、行政責任やね。行政責任を明確にと。

【田中委員】 規定しとかなあかんのやろか。

【山田委員】 長いような感じするしな。

【小笹委員】 責任を明確にしてと、どこから引っ張ってきたの？ これ。

【山田委員】 これは伊賀のやつや、伊賀。

【事務局】 これは、昨年の調査部会での第1回目の議論があって、入れようということになって。

【小笹委員】 ここで入れたんや。

【部会長】 何か、とってつけたようになっているわけやな。

【小笹委員】 どういう議論で入ってんやったっけ。

【田中委員】 行政責任を見届けろということやったんかな。

【事務局】 意思決定は、迅速に行わなければならないというような話があったかと思うんですけど。それでこのように変わったんかなと。

【田中委員】 先ほどの話については、僕は「組織の横断的な調整を図らなければならない」ということの規定があれば、先ほど言われたように、これはこれでのみ込んでのと違うかなという気はするねんけどね。強いて言うんやったら、さっき言われたように、例えば解説の例示のときに、これもそうよ、これもそうよと、もっと言えば総合的な窓口もつくるよみたいなことを示唆するような文言を入れておけばええんやろうけど、大体のみ込んでるような気はする。

【山田委員】 要は解説にきちっと入れて、それやったら、これで行くんやったらよ。分かりやすいように解説しときゃいい。

【小笹委員】 どういう議論やったかな。

【部会長】 難問題や、これ。ちょっと難問やね。すっとは出てこないな、これ。

【樋口委員】 文章整理として、解説をちょっと補強していただくと、それですって入ってくるんじゃないかというふうに思いますので、宿題では怒られますか？

【事務局】 そうしましたら、一応条例案としてはそのままにしておいて、解説案をもうちょっと具体的な内容も入れつつ、生野町の迅速、柔軟とかいう言葉もそこに入れておきながら、解説案でというような格好で、また次回にということで、ペンディングということでもよろしいでしょうか。

【部会長】 問題は、解説案の中に「責任を明確にする」という解説がないんだよね。だから、そこをどうするかやな。その辺はどうだったんだろう。

【首藤委員】 「責任を明確にして」というのは、「組織の横断的な調整を図らなければならない」の前のほうに置いたほうがいいんと違うの？ 「市民に分かりやすく機能的かつ効率的組織を整備するとともに、責任を明確にして組織の横断的な調整を図る」と。

【小笹委員】 そのほうが分かりやすいね。

【部会長】 じゃ、そうしましょう。

【事務局】 条例案の御提案いただきましたが、「市は社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく」で、「責任を明確に」を後に回らせていただいて、「市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして組織の横断的な調整を図らなければならない」という感じで。

【部会長】 少しおさまったか。

ということで、一応案文をもう一度お願いします。

それでは、次に行きましょうか。

## 2. 法務体制・法令遵守及び公益通報について（事務局：検討資料読み上げ）

【部会長】 2条に分けて規定していますね。1項、2項か。

【樋口委員】 済みません、よろしいですか。

【部会長】 はい。

【樋口委員】 法令遵守と公益通報に関しては既に条例があるんですが、これは上位の条例になるので、今は運用だけうたっているんですけども、制度をつくるというその部分、要は仕組みをつくりとか、制度をつくりという部分は一応書いておく必要があるんじゃないかなど。既にありますよ。ありますけれども、例えば、それがなくなる可能性が実はあって、上位条例であるので、そこはつくって運用するという形をとっておかないと、なくなってしまったとき困るのかなど。そういう場面はなかなか想定できないとは思いますがどね。思いますけども、ただ上位条例としてそこは書き切っておかんといかんのかなというふうに。ちょっとその辺は一般的なのかどうかというのはよく分からないんですが、ほかの事例というのはまだ作られていなくて、作らなければならないというような状況のままのものが多と思うんですけど。

【事務局】 これはでも、パブリックコメント条例というものを引用しているというところがあって、今現在はこういうふうな書き方をしているんですけども、一遍ちょっと法令のほうで確認してみます。今、既に生駒市の場合、さっき言ったように、樋口委員がおっしゃられてたように今現在既にありますのでこういうふうな書き方をしていますけれども、確かにこういう最高規範になるほかの条例が、想定はしていませんけれども、どう

いったことなのか一回確認はしてみます。

【小笹委員】 解説を何かこう、どうせいと言うんやないけど、工夫できひんかなと思うんです。というのは法務体制のところ、条文のほう、むしろ一般の人が読んだら何を言っているのか分かりやすいような気がしないでもないですし、もうちょっと詳しく書いたほうがいいのかと違うかなというふうに思うんですけど。

【部会長】 この法務体制というのは何かな。

【小笹委員】 用語についてもね。

【部会長】 法務体制ってよく分かんないな。伊賀市は「法務に関する体制」と書いてあるな。

【首藤委員】 法務体制、一般的に民間企業の法務体制、法律の解釈ですね。

【部会長】 をする仕組み？

【首藤委員】 法律の解釈をどういうふうに解釈するかということを、一応つかさどっている部門ですね。だから、あとそういう部門は対外的には所属長の探査会とかね、そういう裁判でもやっていくという形。だから全部そこに相談しますわね、うちの会社はこれでいいのかとか。

【小笹委員】 政策法務の運用を、その解釈も含めてもうちょっときちっと書いたほうがいいん違うかなというふうに思いますね。そもそも政策法務いうたら何なんだという用語解釈を入れておかないと、それはあかんと思いますけれども。

【樋口委員】 まさに運営委員会という、自治立法権とか法令解釈に関する自治権とかこういうところは行政としてきちっと押さえながらやっていますよということを、条文の中にうたうかどうかは別として、解説のところには必要だと思うんですね。

【首藤委員】 これは国とかの法令に対して、地域独自の必要性に従って法令解釈をすることができるんです、現在。できるんですか。この辺ちょっとよく……。できるのか。できないような話もあるので。

【部会長】 市がですか。

【首藤委員】 ええ、市が。

【部会長】 市はできるんですよ。

【首藤委員】 法令解釈を独自にできるんですか。

【部会長】 独自にできる。それが分権改革の意義なんです。

【首藤委員】 そういうことですか。



【部会長】 責任を持ってたら。その点は、名張市の19条ははっきりしているんだよね。「市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法令を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど、積極的な法務行政を推進しなければならない」と。これはわりとはっきりしているね。

【首藤委員】 そうすると、市の中にも法務部門をつくって、生駒市の法務解釈はこうだということをきちっと管理していくとこがないと混乱してしまいますよね。だからある程度二元的に、経年的にこういうふうに解釈していかないと、そこに解釈してみんなにもそう答えていかないと混乱する。

【部会長】 法制課は、今、そういう機能を。

【小笹委員】 法制係か？ 法制課になったのか？

【事務局】 いえ、係ですよ。

【小笹委員】 法制係。まさにそれを充実するとか、例えば法制課を作るとか、そういう話やな。

【首藤委員】 生駒市の案では、そこまで突っ込んで積極的にやるということまで踏み込んでいませんよね、これ。

【小笹委員】 名張が言うているところまで言うてしまうというのはいかんということやね。解釈というか、そういうことは今の条例案では読み取れない。

【部会長】 読み取れないが、法務体制が強い。基本構想では、「地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど」と書いてあるから、ここからは条例の解釈について積極的に作っていくという名張的に書けるよね、基本構想に則して。そのほうがメッセージ性が強いと思うんだけどな。

そうすると、だから今の法制係の役割ももっと大きくなってくるかも知れんね。

【事務局】 今現在、法制係のほうでは条例案、若しくは何らかのそういうふうな規定については、一応通っているという状態が。通ってそういう審査をされていると。

【部会長】 条例審査の基準みたいなのが必要なんだよね。それが法務体制ということだ、そういう基準をはっきりさせることは。多分、法令違反になっていないかとか、類似条例としてどうかとかいう範囲でとまっている可能性があるんだけどな。

【事務局】 そうです。

【部会長】 名張のはよくできているんじゃないの？ この19条は。

【事務局】 「自ら責任を持って法令を解釈し」という言葉が入っていますから。

【李委員】 この法務に関する体制というのは、さっき言われた、係じゃなくて課にしたほうがよろしいですねということになるんですか。

【部会長】 例えばね。ただ、行政改革のことを考えると係を課にするのはいかがなものかという議論はすぐに出てくるんだけど。

【事務局】 それは、先ほどの話の中の組織のところでも確認させてもらってるんですけども。

【部会長】 もう少し言うと？

【事務局】 組織の中でも、横断的な組織をつくらなあかんというふうに、今1つの事例の中で係を課にとかいう話も……。

【小笹委員】 いや、だから係を課にしなあかんということではなくて、そういう今後を担う部門を作ったほうがいいのでないかということで、実際、議会もそうで、議会はうちは法制係ってないやないですか。実際には条例を作るときというのは、本来おかしなことやけど、行政側の法制係のほうに来てもらっているわけやな、実際には。

【首藤委員】 それはだから実質的に市民のニーズにどんどんこたえて新しい時代に備えていこうと思ったら、やっぱりどんどん組織を変えていかないかん。そうすると、いろんな新しい解釈をどんどん取り入れてそれを加味せないかんとなると、法のほうもきちっとしないと、対内的にも対外的にも説明できないということになるから、法というものはやっぱりきちっと管理して、新しいこともどんどんして行ってそれが定着していくようにしないとと思いますね。そうしないと、この市民自治が進められないと思うんですよ。新しい概念がどんどんできますものね。

【部会長】 だから、これ、単なる法務係か法制係かでは、新しい条例ができないんじゃないかと思うけど、多分。つまり、今、市民自治に沿って新しい条例を作んなきゃいけないという発想法というか、そういう意味での係のほうにある発想というかそういう権限というか、していないかな。

【事務局】 今現在の法律では……。

【部会長】 まあ、それは企画やなんかがやることだけだね。

【事務局】 それは法制係が。

【部会長】 そうそう。

【事務局】 今現在こういう基本条例を受けて関係条例、当然新たにつくる条例なんかについては企画担当です。

【部会長】 企画担当ね。そういう意味じゃ、担当がそういう審査機能とか政策機能を持っているほうが望ましいけどね。

【事務局】 実務的ですからね。

【部会長】 そうか。じゃ、各課のそういう条例、規則作成能力というのが問われてくるんだな。

【事務局】 当然、職員の政策形成能力もありますけど。

【入口委員】 議会のほうで条例を自主的に作っていくというのはあるのですか。

【樋口委員】 都市規模によっても違うようなんですけれども。年間100位だったと思うのですが。

【部会長】 まあ、そんなものでしょうね。

【樋口委員】 それともう1つ、条例の中でも内部的なものと市民向けのものと、いろいろ性格がありますよね。そういう意味では、わりと内向きのものがまだ主流なのかなという印象を持っているんですけれども。ただ、これからは外向きにというのが、行政分野それぞれにかかわってくるような条例制定というのは、どんどん議員から出していかないとけない時代になってきていますので、そういう意味で今、議会のほうでも法務体制とこのをどうするかということについて、これは実際やり始めないと、ないのに人を置かないというところもありますので、今後の課題としてはそういうふうな議論をされているというふうな状況です。

松山市へ視察に行かせていただいたときに、やっぱりそういう必要性があって、スタッフを置きましたと。置いてから、だれにも分かってもえられないという……。

【入口委員】 基本構想の文書を作ったときのイメージは、先生がおっしゃるように名張と、こういうイメージでこの文章になったと。条例を作ってできるだけ体制化していくと、ばらばらに作るんじゃなく。そのためには、公開するという、そんなことでね。

【部会長】 政治的事情でね。それは自分でやるしかないね。

【入口委員】 もうちょっと突っ込んだ議論が要りますね。

【小笹委員】 名張のでいいのと違うかなと思うんですが。

【部会長】 一応、じゃ、名張の条文をもとにしましょうか。

じゃ、公益通報はいかがですか。

これも法令遵守推進条例があるわけやな？

【事務局】 法令遵守は、平成19年6月25日に施行いたしました。

【部会長】 制度もできているから、公益通報はこれでよろしいですか。いいですか。じゃ、第2項目はこういうことにしましょう。

### 3 職員政策について（事務局：検討資料読み上げ）

【部会長】 いかがでしょうか。

【樋口委員】 これも名張は、任用から育成、人事評価、配置。非常に人事ということに関して網羅的に入っていると思いますが、生駒市の条例案の中ではどちらかということ人材育成に主眼を当ててというか、その部分だけ今見ているんですが、これ、その部分だけでいいのかどうかという、ちょっと検討すべきかなと思っています。

【部会長】 要するに、伊賀市のほうは人材育成やね。名張のほうは人事政策、任用とか評価の。ですので両方必要じゃないかという、例えば。

【事務局】 先ほどの法務の話なんかでも、いかに人を置くか、配置するかとかいうこともありますし、当然育ててどこへ置くかということもあるんですけども。そのあたりが少しひっかかっていましたので、そういう意味で育成ということだけでいいのかなというふうに感じたんですけども。

【首藤委員】 私もこれ、前年度のときをお願いしたんですけども、専門家の任用というのを官民挙げて大学の先生とか、そういった人を機動的に任用できるというふうな形が必要やと思うんですね。だから、例えば新しい事業を興すとかいうのも、役所の方よりも民間の方のほう若干出ていますしね、そういった人を時限的に任用できるとか、人事施策の柔軟性というものもこれから必要になってくると思うので、今言われたように、名張市のほうの幅広い内容のほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。

【小笹委員】 仕組みとしてはあるんですよ、実際に。任期付職員というのは。

【部会長】 どんなあれですか、内容的には。

【事務局】 内容的には、任期つきと中途採用なんですけど。民間経験の実績を4年以上有する方を条件に、今回は人材育成と広報部門、環境政策、プラント管理、ボランティア・NPO関係、それからIT関係、その6部門ということです。1部門だけちょっと採用がなかったんですけども。環境政策のところですよ。

【入口委員】 全部任期つき？

【事務局】 いえいえ、人材育成だけが任期つきで、それ以外の方は中途採用ですね。

30代、それから40代です。

【首藤委員】 そしたら余計、名張市の人事政策というふうな感じの幅広い表現にして、任用から始めたほうが現実味があるでしょう。それでいいんじゃないかと思います。

【部会長】 現実的にやってはるんだよね。それが、名張的な表現でもいいんじゃないかと。ただ、人材育成についてもやっぱり規定しておく必要があるの。

【事務局】 1項、2項で入れさせていただいています。

【部会長】 入ってるんじゃないかな。そうすると、両方いいとこどりになって。

それと、さっきの議論でいうと、窓口対応ができる職員というのがあったでしょう。それこそ1人1人が。それをちょっと入れるといいんじゃないかな。そういう人材育成は、行政能力が高い人もいいんだけど、やっぱり市民サービス、コンシェルジュ的能力を持ったそういう職員も欲しいんだよね。

昔はね、職員組合の委員長というのはそういう機能を持っていた。だって、全部職場が分かって、あそこにこういうやつがいるということが分かって。

【田中委員】 名張市のこの「有能な職員の任用」というのが問題やな、表現が。

【小笹委員】 それは、その有能なという言葉を入れるとええんかということですね。

【田中委員】 そうです。

【小笹委員】 反対のを入れるわけにいかんしやね。

【田中委員】 表現の方法にあんまり品がないな。何となく品性に欠けるな。

【首藤委員】 ある程度能力主義的な形に、やっぱりせないかんですからね。いいんじゃないですかね。

【入口】 有能……。皆さん、有能でいらっしゃるので。

【部会長】 「有能な」は何とか理解を。

【田中委員】 それはある意味、頭がいい悪いじゃなくて、人をまとめるとか、そういう能力ですね。

【部会長】 いろいろだね。

【田中委員】 頭がいい人が有能とは限れへんからね。

【首藤委員】 「有能な職員の任用」、どこがおかしいかやね。

【田中委員】 別によろしいけど、何となく品がないがなという表現というか……。

【小笹委員】 厳密には、「職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な」と言うか。

【部会長】 それは有能やなくて、「発揮できるよう、職員の適切な任用」か？

【山田委員】 そうですね。

【田中委員】 適切な任用というふうにして、あと、そうでないやつは研修とかそういうのをちゃんとせなあかんと。

【小笹委員】 そやから人材育成があるんやから。

【田中委員】 そのぐらいで置いておいたらいいん違うかな。あんまり露骨やな、有能とか無能とかいうたら。

【部会長】 「適切な任用」の中に、外部からの任用というのもあり得るからね。でも、珍しいよね、中途採用をやっているのは。あっちこっちで中途採用やったらと言ってるんだけど、みんなびびっているものね。やっぱり職場が混乱するとかさ。

【田中委員】 過去にもあったよな。昔もあったよな。建築屋さんの、何らかの大きな事業をやるときに、一級建築士の優秀なあれを持っている人を雇ったりしてたやんか、過去、大昔に。

【山田委員】 大昔やったかな。

【影林委員】 33歳ぐらいまで、技術職は採用年齢を上げていますけどね。

【田中委員】 いや、一般職でもおったよ。

【部会長】 基本的には1項、2項でね。

【事務局】 1項のほうを名張市の1項で書かせてもろうて、今、先生が言っていたみたいに、「有能な職員の任用」というのを、「職員の適切な任用」という形にさせていただくということで。

【部会長】 はい。

よろしいでしょうか。

【樋口委員】 済みません、確認ですが、名張市のやつを借用するという事なんですが、人事評価というのは入れるんでしょうか。私は、特に入れなくていいと思っていて、「職員の適切な任用及び配置に努めなければならない」としておいて、あと、今ある育成の分はこのまま別項で取り扱うというようなイメージを受けておるんですけども、それでよろしいでしょうか。

【部会長】 それでも結構ですよ。

【樋口委員】 人事評価というのは、特段ここでうたう必要もないかなとも思ったんですが、これは入れるべきというお声があれば、それはもう……。

【部会長】 今、人事評価システムというのはどうなっているんですか。

【事務局】 今は管理職に対して試行段階です。

【部会長】 今、試行段階と。

【樋口委員】 この人事評価というのは人事評価システムのことを言うているのか、どういふことを言うているのか。システムだけではないでしょう？ これは。

【事務局】 そうです。

【首藤委員】 これ、多様な職員の採用というようなことになっていくと、人事評価をきちっとしていないと、どんどんやっていくと、あの人は何であんな選任されてあそこへ行くんやというようなことでどんどん混乱していったら、まずいことはまずいですわね。きちっとやっていかないと。

【小笹委員】 ただ、基本条例に人事評価なり書くかどうかとなるとどういったものか。

【田中委員】 だから適材適所でええねやろ、要は。

【小笹委員】 だから適切な任用と配置というのが入ってあるな。それが……。

【樋口委員】 当然、そこの仕組みとして人事評価というのが。

【田中委員】 当然、その裏ではやっているわな。水面下では。それは必ずやることであってな。

【事務局】 適切な配置をするための手段でしょう？

【田中委員】 そうですね。適切な配置か……。

【部会長】 よろしいですか。

じゃ、4つ目かな。

#### 4 行政手続について（事務局：検討資料読み上げ）

【部会長】 これ、何かつけ加えるところはあるかしら。

【事務局】 済みません。

【部会長】 はい。

【事務局】 これは行政手続条例が既にあって、その場合には「定め」という言葉が入っています。さっきのはあれしていたんですけど。それと整合性があれですので、調整させていただきます。

【首藤委員】 今、これは、市民からの行政への要望というか要請というか、というよ

うなものを受け入れる窓口、仕組みってあるんですか。例えば、ある町内会から要請をしたいという、そういうふうなものを市に対して要請に行ったときに資格条件とか必要条件とかそういったものを定めたものはあるんですか。

【事務局】 要望する要件ですか。

【首藤委員】 要望する仕組みというのはあるわけですか。

【部会長】 要するに、不服申し立てみたいなのですか。

【首藤委員】 不服じゃない。行政処分じゃなくて積極的に提案をするという、こうしてもらいたいという要望ですね。それは、窓口はあるんですか。

【小笹委員】 窓口は各窓口。

【事務局】 それは、例えば要望される事項ですね？

【首藤委員】 それは課ですか。部とかそういう？

【事務局】 今は、担当の窓口、担当課ですね。

【首藤委員】 担当課で聞くと。

【事務局】 担当課が分からない部分については、私ども市民活動推進課になるんですけど。

【首藤委員】 教えるの？

【事務局】 はい。どこそこへ行ってくださいというのはしますよ。

【山田委員】 しかし、その物事によって、例えば自治会長の要望書を持ってきてくれるというでしょう。あれ、自治会長でなければあかんのかな。

【小笹委員】 課題はその地域ごとで自治会で話をしているようなものについては、自治会になるのでしょうか。

【山田委員】 いや、自治会で話をしていなくても、例えばここがこうなっているから直してほしいということがあるやんか。おれが市民から聞いてそれを市に聞いたら、必ず自治会長のその要望書をもろうてくれと、こう言うやろう。

【久保委員】 自治会長のものがなかったらあかんことはないわの。

【山田委員】 そやけど、大概そう言うやん。

【小笹委員】 ないけど……。自治会が公益的団体やからな、そこからの要望やという形が欲しい。

【事務局】 その中の個人の方がこうしてほしいというならこうですね。違う方、そうしてほしいと思っはる方も、ほぼ個人……。



【山田委員】　　そういうことやったら話が分かるんや。

【事務局】　　そうですやろう。

【山田委員】　　ただ、道路がこうなっているからこうやということであって、そんなの誰が見たってせなあかんというようなことを、自治会の要望書をもろうてきてくれとかいう場合があるやん。それは今まであんねやん、過去に。それはおかしいなと思うんやけどね。

【小笹委員】　　願わくばということやろう？　要は。

【山田委員】　　いや、必ず言いますやろう。

【久保委員】　　会員が行ったら、会長の判をもろうてきて、また自治会にもろうて、そしたら一月か二月おくらせています。

【山田委員】　　ほんで、自治会長の印鑑をもろうてけえへんかったら、「知らん」といってせえへんかったんや。そしたらばんと。あるんや、これ。あるんやて。そやから、そういうことをきちっと明確にしておかなあかんと言うているわけや。

【久保委員】　　みんなやっぱり自治会長の判をもらわんでも構わんのと違うの？　もらったほうが速やかに事が進むんですよ。

【山田委員】　　ところがね、違う違う、進むのは分かっとるんです。自治会長は出さへんねん。そなん、ありませ。そういう事例があるんですわ。そやから言うてるんですわ。これ、私、自治会に直接ばあつと言うたんですわ。ほな、出しよった。

【小笹委員】　　対象になっているところが、例えば私有のところなのか、公の施設なのかというのもあるやろうし、自治会そのものが公益的性格を持った団体やなと思ったら、それは外からの要望やということであれば、その地区において……。

【山田委員】　　それは、市がしやすいと思うねん。それは分かってるねん。

【小笹委員】　　しやすいというよりも、その地域がそういう要望を出しているのやというのと、個人的要望なんだというそのものもあるやろうしな。

【事務局】　　基本的に住民の合意形成が図られているものですよみたいなものになりますけど。

【山田委員】　　例を挙げて言うけどね、道路がこうあったんや。そこに民間の業者が道路を拡張して、そこにラインを引いてあるわけ。そのラインが雨ですべるわけ。すべって老人がこけて、頭を8針縫わはってん。それを私が聞いたんですわ。その人のとこへ行って、市の職員に来てもろうて、「これ、こうやからこうしたってくれ」「ほな、滑りどめし

ます」ということになっているわけ。なかなかせえへん。何でせえへんねんと言うたら、自治会長のあれがないからと。自治会長にちゃんと言うてあるねん。自治会が出しよらんねん、それを。その人が自治会長に言うたわけですわ。それで、私が自治会長に会うたんですわ。ほんで、ばあつと言うたつた。すぐ出しよつた。ほな、すぐできてん。そんなあほなことないわと思った。

【部会長】 市の職員の対応がちょっと狂ったんやな。

【山田委員】 そういうふうなことを、緊急を要するというか、やっぱりそういうようなのがあるんやから、そのときはきちっと対応せないかんというわけ。

【久保委員】 中身によるわな。ケース・バイ・ケースによるわな。

【山田委員】 ケース・バイ・ケースによるやん、その内容によるやん。

【久保委員】 そのルールはないということじゃろ。自治会でないと……。

【山田委員】 そやから、ところが職員は自治会長の推薦状、あれがなかったらでけへんということで放っとくわけ。

【田中委員】 ただ、わしも今やめたから言うけどな。難しいねん、ぶっちゃけたとこ。自治会の判がなかったら、だれが言うてるねん、何でせんなんねんとか、それまでにごちゃごちゃになってしまうから。そやから言いたくはないけれどもできたら。公益性の問題やろうな。どれだけの人間が……。

【首藤委員】 自治会長の判こがあつて、自治会の要請があつてというのが一番やりやすい。

【山田委員】 やりやすいんですね。

【事務局】 地域の皆様の合意形成がされているわけですので。

【首藤委員】 かなり難しい内容でも、自治会だったらいいですか。

【事務局】 内容によって、信用できるものとできないものと色々ありますので。

【首藤委員】 今の枠組みを超える内容のものやったら、必ずすぐ断られますわね。という感じなんですけどね。

【事務局】 具体的な内容は、どんな内容かというのは分からないので御返事できない……。

【田中委員】 中身のボリュームにもよるやろうしな。これだけでできるんやったらできるやろうけども。

【山田委員】 それは、あれやん。予算を取っていくやつやん。する場合は年数もかか

るわな。そやけど、すっとできるやつもあるやんかいな。

【田中委員】 緊急のものは、それはすぐにしてあげたらいい。できるまで滑ったら危ないから、そんなものは結局だれが文句言うているわけでもないからね。今、言うたように、それは職員、担当の対応が悪かったやろうと思うよ。その面に関して。しかし、大概のことはそういうルールというか、ルールとしてはできていないけれども、行政の通り相場としては、それは自治会の会長さんの判があったらなという。

【李委員】 そういうときに、例えば、どうして自治会長の判こが要るんですかとか、じゃ、なぜそれが要るんですかというのは、市民の立場できっちりと聞き返せて論議できるような市民部局というのを作っていくためにこの条例を作っていく必要があるかなと、今のお話を聞いて思うんですね。やっぱり自治会長の判こが必要ですよと言われて、あ、そうなのかというふうに地域に帰るんじゃないくて、このことについてはこうこうで緊急を要するからということで、市の職員の方ときっちりと話をして物事を進めていく市民の力というのを……。

【首藤委員】 総合計画を市民会議でいろいろ議論する中で市民委員から出てきたのは、生駒市のいろんな部門にお願いするとき、全部どこに行ったって敷居が高いと言われる。敷居が高い、なかなか素直に入りにくいというわけですね。それは、だから僕は行政手続でこういうふうにコネクションをつくってくれとか言っても、こういうふうになっているという要望が市民委員の過半の人から出ているわけですね。今、窓口の問題で敷居が高いという。窓口をたらい回しにされる、敷居が高い、入りにくいというようなことなのでね、行政手続でそういうものもきちっとオープンに市民に、ここに行けば必ずありますよと。

【久保委員】 自治会長を窓口にした場合は案外スムーズにいくと思うんです。私も10年かもうちょっと前にさせてもろうたことがあるんですけど、ほんとうによう聞いてくれはるものね。そやから、樋口さんの場合、現職やからよく分かる。何でここまで聞いてくれはるのかなと。こんなしようもないことでも。ここだけの話ですけど、ちょっと街灯が切れたらすぐ来てくれるしね。だから、やっぱりできたら自治会を通したほうがうまくいくし……。

【李委員】 でも、私、それはちょっと違うと思うんですよ。自治会を通してする必要もあることあるでしょうし、例えば親の立場で教育問題に関しても、教育委員会なんか一般の保護者ってすごく敷居が高くて行きにくいと思うんですよ。でも行って思います。行ったら、やっぱり職員の方にちゃんと聞いていただけるし、学校とも連携をとっていた

だけのしというので、話をしていくうちに一緒に考えていく関係というのがあるんだなというふうに市民が思えるような、市民が窓口に来たときに対応できるような職員の方の対応というのがやっぱり一番望まれることですし、市民もそういう話を進めていく力をつけていくというような。1人1人の自分の問題を解決していくときの力としてね。あるときには、自治会と一緒にやっついていかないといけない。あるときは、NPOとしてやっついていかないといけない。あるときは、個人でも頑張らないといけないこともあるでしょうという、そういう力というのをどうしたらつけられるのかなというのは思っているの、何か今のお話聞いていたら、その力が試されているまさにその真ただ中の時期かなと思うんですけど。

【首藤委員】 行政手続法というのは、行政の施策に対して苦情を言う場合の手続というのは含むんですね？

【部会長】 そうそう。それが法律の大前提です。

【首藤委員】 そして前向きに行政に対して要望したいとか、こういう提案をしたいというものも含めて入れてもらいたいなという感じがしているわけなんです。それは、行政手続は過ちですよ。陳情するとか、裁判に訴えるとかそういう話だけじゃなくて、市民自治だからもっと市民からの要望をどんどん受けるような手続というものをできるだけ明確にしてほしいと。

【部会長】 多分それは、自治基本条例では市民自治推進協議会にそういう機能が求められるかな、これから作るね。それは自治会だけじゃなくて、NPOとかPTAとかを含めてね。そこで地域委員というのは要望をある意味で議論してという。そういう議論する場がないんだと思うんだね。担当が行かなきゃいけないとか。その点では、だからそういうふうに市民自治推進協議会で自治の機関として議論をしてというふうに問題を整理して出していくと市のほうも受け取りやすいし、市の職員もそこに入んなきゃいけないと思うんだよね。そこでいろんな事前の調整なんかも含めたということを、政策としてはうまく生きていく可能性があるんだな。そうすると、自分たちで提案した政策が実現していくという市民自治そのものが発展すると。自分たちの要望が実現するという中で市民自治と。自分たちは自治をやっているんだという自覚。そういう点では市民自治推進協議会かな、この概念というかキー組織になっていくと思う。だからこれは自治会の枠を越えてできてくるしね、多分。新しい自治組織をつくっていく中で、市民自身も力をつけなきゃいけないし、自治会も変わんなきゃいけないし、ということになるんじゃないかな。行政のほう

も、きちんとそういった要求等に真摯に対応していくことになるしね。

今回、この条例でいうと、これはあくまでも行政がやる処分について不服申し立てというか、あくまで不利益処分に対するあれだから、それは原点の議論であって、市民自治推進協議会の議論のところで本当はそこをもう少し膨らませていくべきだと。

【入口委員】 生駒市の行政手続条例というのはどんなことをうたっているか。

【部会長】 基本的には、不服申し立ての手続だから。

【入口委員】 例えばこういうのを作ったほうが、こういう提案を制度化してもらいたいという要望が出た場合、それを例えばどういうふうにくみ上げてどう処理するかという手続ではないんですか。

【事務局】 そやから、言うたら手続条例ですので、そういうふうな要望とか出てきた場合、それについては何日以内に回答するとか、申請者に対して不利益を被らないようにという意味合いのやつだと思います。

【入口委員】 例えば元町のあたりをそんなに開発するのは嫌やから、例えば地区計画か何かで問題にしたいといった場合に、地元からそういう要望を出したら、地区計画するためにはどういう手続をして、どれぐらいの合意形成があったらできるのか、そういう手続はないんですか。

【事務局】 それはないです。

【樋口委員】 都市計画では、都市計画提案という制度が都市計画法上はあるんですけども、ただその手続について決めるというのは、実は条例に委ねられている部分があって、そういうまちづくり条例的なものというのは今はまだ何もないです、生駒市は。

【入口委員】 今はないんですね？

【事務局】 はい、今はそういうのはないですね。

【入口委員】 それはどこか、今回の市民自治条例の中に入れておかないの？

【事務局】 それは設置条例にも入ってきますので。

【入口委員】 地元から要望があったものについては、例えばこういう形で具体的じゃなくて、言うなれば地区計画の条例化の検討をするとか、そういう文章をどこかに。

【首藤委員】 今のあたりはいいんですけどね。そうでなくて自治会長の名前で要望したら、即聞き入れてくれるということなんでしょうか。

【入口委員】 これ、ちょっと具体的じゃないんで申しわけないんですけど、今年、都市計画の見直しの話があるじゃないですか。それを、そういう調査ということで地元には

んと投げますよね。自治会でとりあえず○、×、△で出してくれと。そんなん、出してくれといったって、文句なしで出すかどうか知らないけども、とりあえずアンケートをとるんだけど。例えば6割がオーケーやったからいけるのか、8割が賛成やったら手続するのか、多分将来もめるんです。ということは、ある程度そういうものをきちっと作っておかないと、結局は市民が混乱することになる。8割の人は8割に入るから、賛成の皆さん、こんなにたくさんいるんだから、何で手続せえへんねんということになるでしょう。反対の2割の人は、いやいやそんな条例ない、2割もいる。8割のために何で私らがそんなものをのまなきゃいけないとそんな話になったりするんで、ある程度そういうルール化みたいな。

【事務局】 それをこの基本条例の中でそこまで細かく入れることは・・・。

【入口委員】 地区計画は1つの例ですけども、そういう手続条例ができないかという話。

【樋口委員】 地区計画に関しては、都市計画法では、全員合意やったか多数合意やったか。

【入口委員】 条例で定めないと。過半でもいいし……。

【樋口委員】 地区計画の条例を定めたということですね。その条例は、だから都市計画分野の個別条例として押さえていかないと。

【入口委員】 参考例ですけどね。

【樋口委員】 多分、行政分野によって違うと思うんですよ。物事の決め方、法律がそれぞれにあって、その委任条例なり何なりに乗っかっていかないといけないということになると、多分ここではそんなに細かくは決められないんだろうということで、一般的な要望なりの受けとめ方なんかは、ひょっとしたら書けるのかも知れないですけども。

【首藤委員】 マンション区分所有法みたいな格好で決めてるわけ？ やり直しやとか、5分の4とか4分の3とか、そういうのをまちづくりで、その地区の4分の3の賛成がなければ再開発はできないとかそういうことですか。

【部会長】 それは、そういう意味でまちづくり条例だよね。それについては、手続については書いてある。制定の段階で市民参加しなきゃいけないよというのは、この基本条例の中に書くことになっているわけ。

【首藤委員】 再開発条例というのは、何かありましたね。再開発の……。

【部会長】 多分条例化できている。

【樋口委員】 住民提案制度みたいなものについては、この条例に委ねられている部分が多いですから細かい手続をします。それはちょっと別途でいろいろ作っていかないといけないところというのは……。

【入口委員】 そういう条例は、できたら議会で提案してほしいですね。

【樋口委員】 そういうのが必要でしょうということは一言言わせていただこうかと思っているんですが、ただ実際に条例化するに当たっては、いろんな行政の現場の話がどう処理できるかという、そこをつき合わせながらやらないといけないので、なかなか議員提案の条例を作るに当たってしんどいのかなと。

【部会長】 許認可の申請、それから不利益処分か。分かりにくい条文だな。

あくまでもこの行政手続というのは、行政手続法に沿った行政手続に関するものなので、特に問題はないと思うんですよね。ただ、今おっしゃったような市民からの要望とかについては、別途議論していかなきゃ駄目でしょう。

よろしいでしょうか。それじゃ、一応4項目についての審議を、今日は終えたいと思います。よろしくをお願いします。